

# 令和5年度 調布市立第三小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

**○いじめ防止対策に関する法令等**

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

**目指す児童・生徒像**

情操豊かな子ども  
自主的に学ぶ子ども  
明るく健康な子ども

**○目標策定の方針**

- 児童・生徒の実態  
友達と関わり合いながら進んで活動を進める。相手の意見を尊重したり、自分の意見をはっきりと伝えたりすることを苦手としている児童もいる。
- 保護者・地域の願い  
いじめや差別・子ども同士のトラブルを解決できる学校であってほしい。

**いじめ防止等に関する学校の目標**

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識での教育活動を行う。
- いじめ防止等の対策のため、学校一丸となって組織的に対応していく（学校いじめ対策委員）。
- 軽微なものも見逃さず一人ひとりを丁寧にみていく。

**○教職員の指導力の向上**

- いじめ未然防止のための研修会の実施
- 人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料の活用

**○学校の組織的対応**

- 各学級担任・専科教諭から学年主任が細かなことも吸い上げ、生活指導主任・管理職に報告・情報共有

**いじめの未然防止・早期発見のために**

**【いじめの未然防止】**

- 児童の自己実現が叶えられ、自己肯定感が高まるよう、日々の授業の充実を図る。
- 道徳教育を充実させ、児童の人権意識を高める。
- 開かれた学校づくりを目指し、地域社会との連携強化を図る（ZOOM等の活用）。
- SNSルールを活用し、保護者と連携、協力して指導を行う。
- 教職員の意識向上のための研修を行う。
- 学年・教科担任制により複数の目で児童の様子をつかむ。

**【早期発見】**

- いじめ防止対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主任・各学年主任・担任・養護教諭・SC）を活用する。
- 「スクリーニングシステム」を活用する。
- 副校長を担当者とした「いじめ相談窓口」を設置、学校便りやHPで周知する。
- いじめに関するアンケートを実施し解決を図る。
- 学級担任や専科、スクールカウンセラー、学年主任、生活指導主任・管理職との情報共有等を密にする。
- 第5学年時、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

**○スクールカウンセラーとの連携**

- 児童の実態及び友人関係の情報の共有化
- 被害児童からの相談に対するアプローチやケアの検討
- 5年生全員面接での情報共有

**○保護者・地域との連携**

- 保護者とは連絡帳や電話、面談等で情報共有
- P.T.A、地域学校協働本部、民生児童委員等との連携
- SC、SSWの紹介

**具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）**

**生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で、組織的に話し合い、対応する場合）**

<p><b>① 実態把握の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係教職員、SCと情報を共有し、正確に事実内容を把握する。</li> <li>表面的な事象のみにとらわれず、原因の根幹を探り出す。</li> </ul>	<p><b>② 指導・支援の基本姿勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会を行い対策方針を立てる。</li> <li>対応する教職員の役割分担を考え、いじめられている児童の保護をする。（登下校時・休み時間・放課後等）。</li> <li>全ての教職員の共通理解及び意識の向上を図る。</li> <li>教育委員会、関係諸機関との連携を図る。</li> </ul>	<p><b>③ &lt;被害児童・生徒の支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心感をもたせる。</li> <li>活躍を認め、励ますことで自信をもたせる。</li> </ul> <p><b>&lt;加害児童・生徒の指導&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毅然とした態度で、いじめを即刻止めさせる。</li> <li>いじめが相手を傷つけていることに気付かせる。</li> <li>原因を一緒に探り、信頼関係を築く。</li> </ul>
---	--	--

**\*重大事態への対処**

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
- ↓
- 教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
  - 被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
  - 加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
  - 警察や児相等との連携
  - 緊急保護者会の開催

**生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）**

**●関係諸機関との連携**

連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

**年間指導計画**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>各教科</b>	各学年、教科全般に渡って、いじめを未然に防ぐための取組を年間通して実施する→										人権週間	
<b>生活指導</b>	ふれあい月間 セ・フイ教室 あいさつ運動			ふれあい月間 あいさつ運動			ふれあい月間 人権教育指導啓発資料の配布					
<b>学校行事</b>	入学式 始業式	5年八ヶ岳移動教室		始業式		6年日光移動教室		運動会 発表会	始業式		卒業式 修了式	
<b>特別活動</b>	集団生活のルール 当番・係活動 話し合い活動 たてわり活動・クラブ・委員会			ユニセフ募金			人権集会（代表委員会）			6年生を送る会		
<b>道徳</b>	信頼・友情		生命尊重		個性伸長			いのちと心の教育月間				
<b>家庭・地域</b>	保護者会 調布市防災教育の日		保護者会		地域合同防災訓練 自転車教室			保護者会 命と心の授業		保護者会 道徳地区公開		